

資料 1 : 供給情報ワーキンググループについて

医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議供給情報ワーキンググループ 開催要綱

医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議供給情報ワーキンググループ開催要綱

1. 開催趣旨

医療上必要不可欠であって、汎用され、安定確保が求められる医薬品については、原因の如何を問わず、供給の停止により、医療の提供に支障を来す恐れがある。実際に、一部の抗菌薬について医療の円滑な提供に深刻な影響を及ぼす事案が発生したことを受け、厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官の意見聴取の場として、医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議（以下「安定確保会議」という。）を開催し、医療用医薬品の安定確保策に関する議論を行っている。

令和2年末以降、現在も続いている足下の後発医薬品を中心とした供給不安に対処するため、令和5年4月から、医薬品の正確な供給情報等をできる限り迅速に把握・提供するための事業を開始したところであるが、より効果的な医薬品等の供給情報の収集や医療現場等への情報提供のあり方について、具体的な検討を進めるため、安定確保会議の下に供給情報ワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催することとする。

2. 検討事項

- (1) これまでに安定確保会議で指摘された課題の整理等
- (2) その他必要な事項

3. 構成員

- (1) WGは、別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) WGは、構成員のうち1人を座長として選出する。
- (3) WGは、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。

4. 運営

- (1) WGは、大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官が、構成員の参集を求め開催する。
- (2) 座長は、WGの議事を整理する。
- (3) WGの庶務は医政局医薬産業振興・医療情報企画課が行う。
- (4) 座長に事故があるときは、構成員のうちからWGがあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) WGは、企業等の非公開の情報を含めた情報を扱い、その公開により個人・個社又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれや自由闊達な意見交換に支障を来すおそれがあることから、原則非公開とする。
- (6) 議事概要は、後日ホームページにおいて公表する。また、資料は、座長が認める範囲において公開する。
- (7) その他、WGの運営に関する必要な事項は、座長がWGの了承を得て、その取扱いを定める。

医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議供給情報ワーキンググループ 構成員名簿

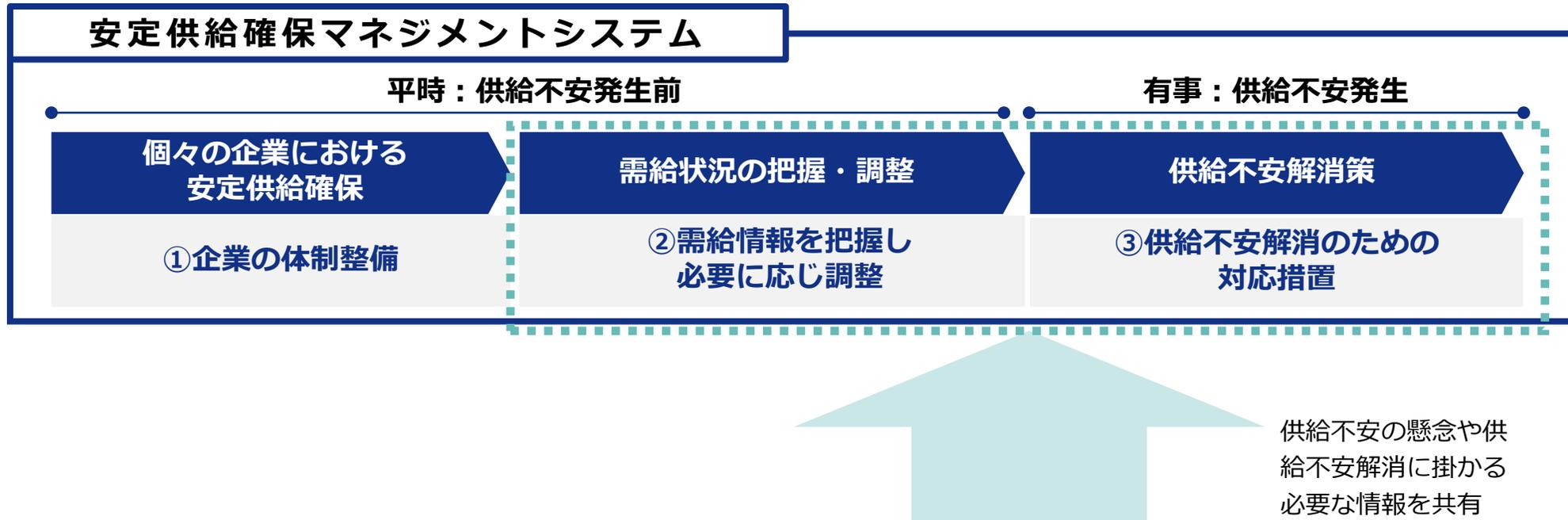
(別紙)

医療用医薬品の安定確保に関する関係者会議供給情報ワーキンググループ

氏名	ふりがな	現職
一條 武	いちじょう たけし	一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 副会長
川上 純一	かわかみ じゅんいち	一般社団法人日本病院薬剤師会 副会長
國廣 吉臣	くにひろ よしおみ	日本製薬団体連合会安定確保委員会情報提供検討部会 供給不安解消タスクフォースリーダー
坂巻 弘之	さかまき ひろゆき	一般社団法人医薬政策企画P-Cubed 代表理事
豊見 敦	とよみ あつし	公益社団法人日本薬剤師会 常務理事
原 靖明	はら やすあき	一般社団法人日本保険薬局協会医薬品流通・OTC検討委員会 副委員長
藤川 伊知郎	ふじかわ いちろう	一般社団法人日本薬業貿易協会 会長
三村 優美子	みむら ゆみこ	青山学院大学 名誉教授
宮川 政昭	みやかわ まさあき	公益社団法人日本医師会 常任理事

(計9名、氏名五十音順)

新たな仕組みと安定供給確保マネジメントシステムとの関係



新たな仕組み

- 医薬品の供給不安に対応するため、平時から行政において、製造販売業者、卸売販売業者、医療機関・薬局（以下「流通関係者」という。）における医療用医薬品の入荷、出荷、調剤・投薬の情報を通じて、それぞれの在庫量を把握・分析するための新たな仕組みを構築。
- **新たな仕組みは、安定供給確保マネジメントシステムの実効性を下支えするもの**であり、「需給状況の把握・調整」及び「供給不安解消策」を実施する上での判断材料としての活用を期待。

把握対象となる品目・情報項目(1/2)

新たな仕組みは、安定確保医薬品及び感染症対応医薬品（以下「安定確保医薬品等」という。）を対象にして、製造販売業者の生産量等から、市場流通量として卸売販売業者における在庫量・出荷量、そして需要量として製造販売業者の受注量及び薬局等における投薬・調剂量までの情報をマクロの観点で把握する。

把握情報の取扱

- 平時における需給のモニタリングに活用するため、**同一の薬効・成分における医薬品の製造販売業者の生産計画・生産・在庫・受注・出荷や医薬品の薬局等の入荷（卸売販売業者の出荷）、投薬・調剤に係る数量を把握**
- 限定出荷・出荷停止等の供給不安が発生した場合における医薬品の適正量の増産等に活用するため、さらに、**同一の薬効・成分における卸売販売業者の在庫に係る数量を把握**
- **把握した情報は、マクロの視点で推移変化等を捉えるために薬効・成分単位で数量を集計し、必要な流通関係者に公開**

把握対象の品目

- **費用対効果の観点も踏まえて**、以下の医薬品について情報を把握
 - ・「医療供給のために必要で安定確保について特に配慮が必要な医薬品」と定義されている**安定確保医薬品**
 - ・**感染症対応医薬品**（感染症拡大時等において医療現場で必要とされる医薬品）

把握タイミング

- 供給不安や供給不足の発生に備えて、**平時から全ての安定確保医薬品等に係る「製造販売業者の生産計画、生産量、在庫量、受注量、出荷量」（次のスライドの①、②、③、④、⑤）、「出荷量」（次のスライドの⑦）を把握、電子処方箋の「処方量、投薬・調剂量」（次ページスライドの⑧、⑨）を把握**
- 供給不安報告の提出に併せて、**供給不安報告品目（同一の薬効・成分の競合他社製品を含む）に係る「卸の在庫量（次のスライドの⑥）」を把握**
- 把握した情報の活用方法は、**平時と供給不安時、供給不足時とで分けて整理**

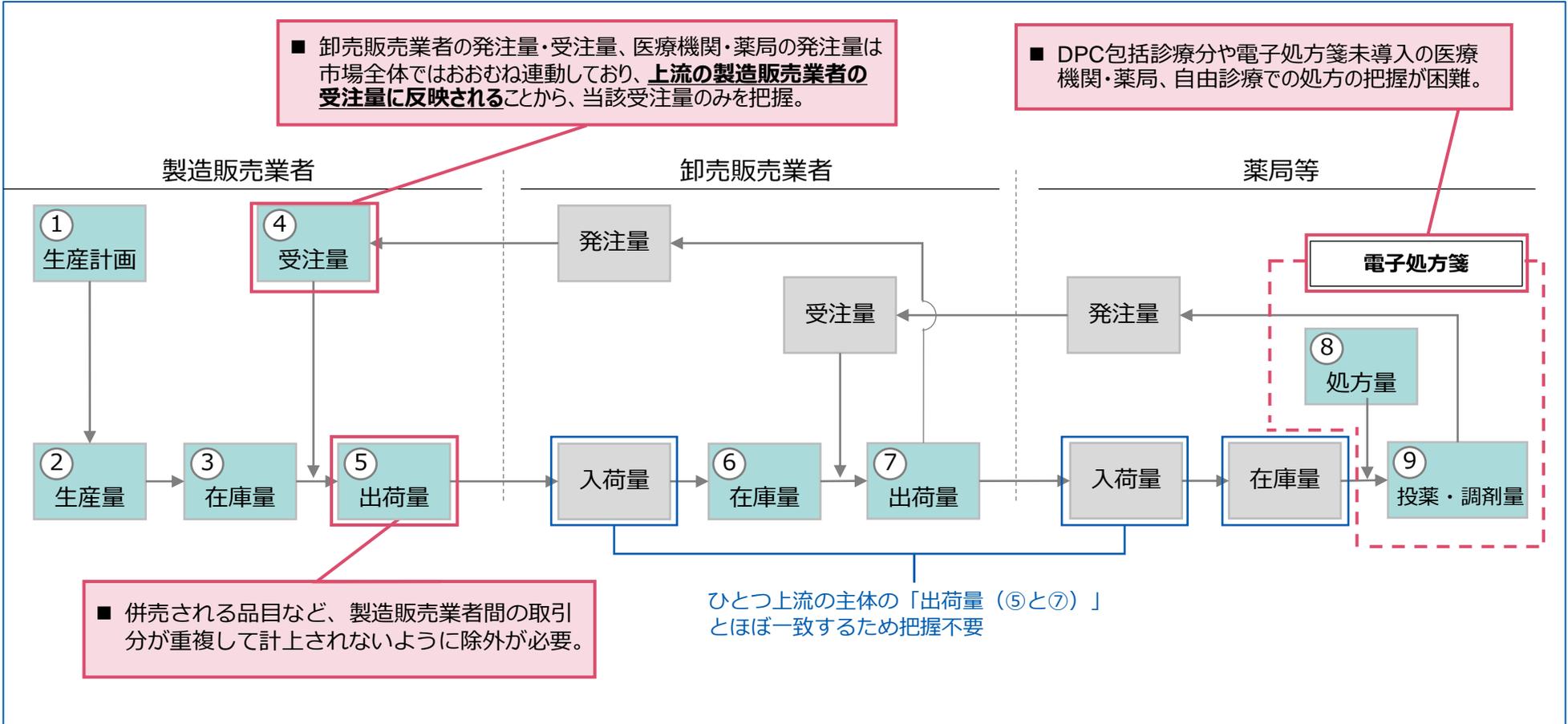
把握対象となる品目・情報項目(2/2)

把握する情報項目

凡例 把握対象 把握対象外

■ 卸売販売業者の発注量・受注量、医療機関・薬局の発注量は市場全体ではおおむね連動しており、**上流の製造販売業者の受注量に反映される**ことから、当該受注量のみを把握。

■ DPC包括診療分や電子処方箋未導入の医療機関・薬局、自由診療での処方の把握が困難。



把握情報により考えられる効果

把握した情報から医薬品流通における以下の効果を得ることは可能か？

No.	効果	主体	概要	対象となる安定確保医薬品
1	供給不安発生の事前予測	製造販売業者 卸売販売業者 医療機関・薬局   	平時 想定外の要因（生産トラブルや感染症流行以外の要因）による供給不安発生の兆候に備えて、薬効・成分単位で医薬品の需給のバランスをモニタリングして関係者に公表することにより、市場において、それぞれの主体による需給バランスの調整が期待できる。	安定確保医薬品等
2	増産量の適正化		平時 供給不安時 製造販売業者において、 <u>市場における需給の見通しや競合他社の数量情報を踏まえて、適正量の増産が期待できる。</u>	安定確保医薬品等
3	限定出荷の解除		供給不足時 自社のみが限定出荷を解除したことで注文が殺到するのを回避するために、 <u>競合他社を含めた業界全体の供給量の把握の中で、適切に限定出荷の解除が期待できる。</u>	安定確保医薬品等の内、限定出荷となっている品目

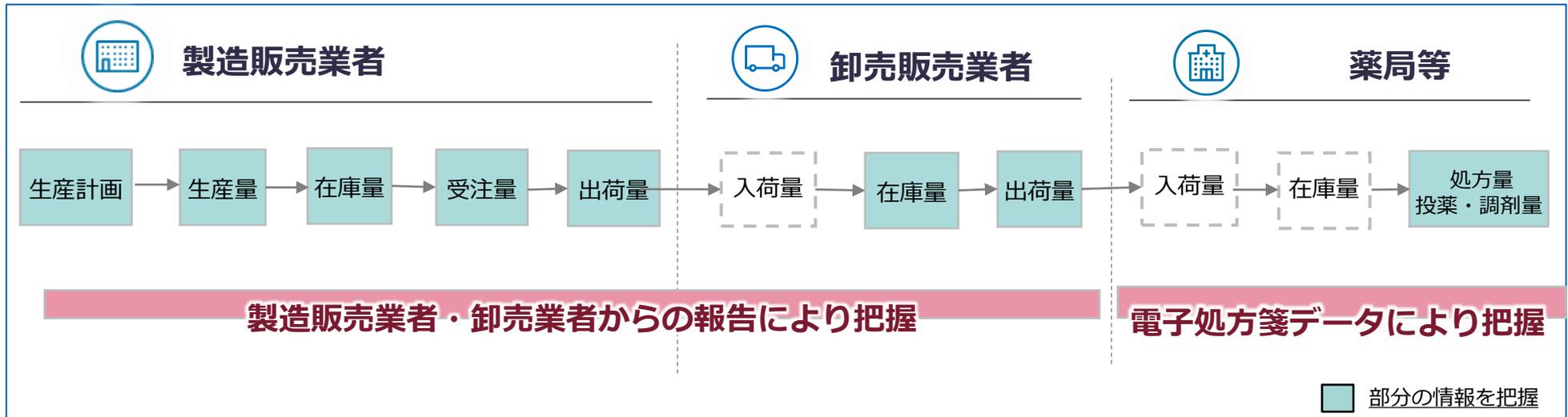
国は、平時からの需給状況のモニタリングにより、供給不安の「兆候」を早期に把握し、対象となる医薬品の供給状況の把握・関係者への協力要請を迅速に行うことができるようになる（供給不安の未然防止、早期解消）。

また、限定出荷・出荷停止等の供給不安の発生に備えて、対象となる医薬品の供給状況を把握・共有することで、製造販売業者による適正量の生産ができる環境を整える。

※今回の仕組みとは別に、医療機関及び薬局からの供給不安に係る任意の情報提供制度も検討し、これらの情報と組み合わせた運用を検討してはどうか

今後の検討を進める上での法令上の課題等について

3で示した「対象品目」の「情報項目」についてモニタリングする場合、法令上の課題等について検討する必要がある。



- **安定確保医薬品・感染症対応医薬品について上記の項目をモニタリングしていくこととした場合、次のような法令上の根拠規定の整備が必要となる可能性がある。**
 - ・ 製造販売業者・卸売販売業者からの報告徴収規定（需給状況の把握）
 - ・ 電子処方箋データの活用規定
- 「データを活用した需給状況把握」を実施するため、**現在の『マネジメントシステム構築』に向けた議論を踏まえつつ、法令上の手当の必要性について検討**することとしてはどうか。
- 一方で、**実用化に向けては、様々な課題の検討が必要**（例：出荷量等を表示する際の品目の集計方法、システム構築の実現可能性）**であり、費用対効果も踏まえつつ、今後、具体的な検証を進めることとしてはどうか。**